

令和8年3月定例会 教育長報告

◆3月の主な活動

- 1日 しずおか教師塾第17期卒塾式（ふれあいホール）〔教育長〕
- 11日 教育委員会臨時会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 14日 静岡大学教育学部創基150周年記念式典（グランシップ）〔教育長〕
- 15日 第13回親守詩静岡県大会（日本平ホテル）〔教育長〕
- 16日 第5回県立高等学校の在り方に係る地域協議会（県庁）〔教育長〕
- 19日 蒲原東小学校閉校式（蒲原東小学校）〔教育長〕
蒲原西小学校閉校式（蒲原西小学校）〔教育長〕
- 20日 梅ヶ島小中学校閉校式（梅ヶ島小中学校）〔教育長〕
- 22日 由比北小学校閉校式（由比北小学校）〔教育長〕
- 23日 黄色いバッグ贈呈式（清水庁舎）〔教育長〕
- 24日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 26日 黄色い横断バッグ贈呈式（静岡庁舎）〔教育長〕

◆4月の主な予定

- 1日 令和8年度新規採用教職員辞令伝達式（ふれあいホール）〔教育長〕
- 2日 静岡市校長会総会（教育センター）〔教育長〕
- 3日 交通安全グッズ贈呈式（清水庁舎）〔教育長〕
- 7日 蒲原小中学校開校式（蒲原小中学校）〔教育長〕
- 8日 静岡県市町教育委員会教育長会（県庁）〔教育長〕
- 16日 静岡県立するが視覚総合特別支援学校開校記念式典（駿河区内）〔教育長〕
- 23日 教育長・教育委員辞令交付式（静岡庁舎）〔教育長・永松委員〕
- 23日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕

議案第40号

**地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の
補助執行に関する規則の一部改正について**

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正しようとする規則を次のように定める。

令和8年3月24日提出

静岡市教育委員会
教育長 中村 百見
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和8年度組織機構改正等に伴い、同規則に定める補助執行させる事務の名称及び補助執行職員について、所要の改正を行うため。

〔整理欄〕 ※記入不要		／	()	:	担当 ()
審査・協議	第号		〔部 会〕	了承 ・ 一部修正 ・ 継続 ・ 取下げ	
電子起案	未 ・ 済		〔委員会〕	付議 ・ 報告	

例規概要説明書（教育局教育総務課）

1 制定改廃する例規の名称

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

2 制定改廃の趣旨・理由

本規則は、地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長部局の職員に補助執行させるため、事務の名称や補助執行職員等を定めている。

令和8年度組織機構改正に伴い、「市民局」及び「観光交流文化局」が「観光文化・市民局」になること等、所要の改正を行う。

3 制定改廃の概要

- (1) 「市民局」及び「観光交流文化局」の統合に伴う所要の改正を行う（第2条関係）。
 - ア 局名の改正（「市民局」及び「観光交流文化局」を「観光文化・市民局」に改める。）
 - イ 補助執行職員の改正（「市民局長、市民局次長」及び「観光交流文化局長、観光交流文化局次長」を「観光文化・市民局長、市民生活統括監、観光文化・市民局次長」に改める。）
- (2) 静岡市学校等体育施設利用規則（平成24年静岡市教育委員会規則第4号）において、市立学校と特別支援教育センターを総称して「学校等」とし、それらの体育施設を「学校等体育施設」としていることから、これに準じた語句の整理を行うため、「学校体育施設等」と「特別支援教育センター体育施設」を「学校等体育施設」に改める。
- (3) 不登校対策としての「学びの場」の機能強化や、教育的支援の一体運用が求められていることを踏まえ、教育支援センターに関する事務を教育委員会事務局で一元的に実施することから、同事務に係る補助執行を解除する。

4 施行期日

令和8年4月1日

5 関係法令、条例等

- (1) 地方自治法第180条の7

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(3) 静岡市学校等体育施設利用規則

6 法的に検討した事項

なし

7 その他特記事項

なし

静岡市教育委員会規則第 号

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市民局、観光交流文化局」を「観光文化・市民局」に改め、同条の表を次のように改める。

事務の名称	補助執行職員
1 家庭教育学級、高齢者学級及び女性学級の実施に関する事。	観光文化・市民局長、市民生活統括監、観光文化・市民局次長及び生涯学習推進課の職員
2 学校等体育施設の利用に関する事。	観光文化・市民局長、観光文化・市民局次長及びスポーツ振興課の職員
3 青少年研修センターに関する事。	こども未来局長、こども未来局次長及びこども若者応援課の職員
4 児童・生徒の教育相談に関する事。	
5 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する事。	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支所、長田支所及び蒲原支所の職員
6 1から5までに掲げる事務に係る専用公印の管理に関する事。	総務局長、総務局次長及び総務課の職員

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第17号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>【第1条】（略） （補助執行）</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち次の表の左欄に掲げる事務を、市長の補助機関たる職員のうち総務局、<u>市民局、観光交流文化局</u>、こども未来局及び区役所に関する事務を担当する副市長並びに同表右欄に掲げる職員（以下これらを「補助執行職員」という。）に補助執行させる。</p> <p>表（第2条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>【第3条】（略）</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>【第1条】（略） （補助執行）</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち次の表の左欄に掲げる事務を、市長の補助機関たる職員のうち総務局、<u>観光文化・市民局</u>、こども未来局及び区役所に関する事務を担当する副市長並びに同表右欄に掲げる職員（以下これらを「補助執行職員」という。）に補助執行させる。</p> <p>表（第2条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>【第3条】（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>

【別記1】

改正前

事務の名称	補助執行職員
1 家庭教育学級、高齢者学級及び女性学級の実施に関する事。	<u>市民局長、市民局次長</u> 及び生涯学習推進課の職員
2 <u>学校体育施設等</u> の利用に関する事。	<u>観光交流文化局長、観光交流文化局次長</u> 及びスポーツ振興課の職員
3 <u>特別支援教育センター体育施設の利用に関する事。</u>	
4 <u>青少年研修センター</u> に関する事。	こども未来局長、こども未来局次長及びこども若者応援課の職員
5 児童・生徒の教育相談に関する事。	
6 <u>教育支援センターの管理に関する事。</u>	
7 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する事。	
8 1から7までに掲げる事務に係る専用公印の管理に関する事。	総務局長、総務局次長及び総務課の職員

改正後（案）

事務の名称	補助執行職員
1 家庭教育学級、高齢者学級及び女性学級の実施に関する事。	<u>観光文化・市民局長、市民生活統括監、観光文化・市民局次長</u> 及び生涯学習推進課の職員
2 <u>学校等体育施設</u> の利用に関する事。	<u>観光文化・市民局長、観光文化・市民局次長</u> 及びスポーツ振興課の職員
<u>3</u> 青少年研修センターに関する事。	こども未来局長、こども未来局次長及びこども若者応援課の職員
<u>4</u> 児童・生徒の教育相談に関する事。	
<u>5</u> 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する事。	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支所、長田支所及び蒲原支所の職員
<u>6</u> 1から <u>5</u> までに掲げる事務に係る専用公印の管理に関する事。	総務局長、総務局次長及び総務課の職員

【参考資料】

協 議 書

静岡市教育委員会（以下「甲」という。）と静岡市長（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づく協議により、次のとおり、甲がその権限に属する事務の一部を、乙の補助機関たる職員をして補助執行させることについて合意した。

1 補助執行させる事務の名称及び乙の職員

次の表の左欄に掲げる事務を、市長の補助機関たる職員のうち総務局、観光文化・市民局、こども未来局及び区役所に関する事務を担当する副市長並びに同表右欄に掲げる職員（以下これらを「補助執行職員」という。）に補助執行させる。

事務の名称	補助執行職員
1 家庭教育学級、高齢者学級及び女性学級の実施に関する事。	観光文化・市民局長、市民生活統括監、観光文化・市民局次長及び生涯学習推進課の職員
2 学校等体育施設の利用に関する事。	観光文化・市民局長、観光文化・市民局次長及びスポーツ振興課の職員
3 青少年研修センターに関する事。	こども未来局長、こども未来局次長及びこども若者応援課の職員
4 児童・生徒の教育相談に関する事。	
5 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する事。	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支所、長田支所及び蒲原支所の職員
6 1から5までに掲げる事務に係る専用公印の管理に関する事。	総務局長、総務局次長及び総務課の職員

2 事務の専決

事務の専決は、静岡市教育委員会事務局事務専決規則（平成15年静岡市教育委員会規則第16号）の規定を準用して処理するものとする。

3 施行日

令和8年4月1日

4 旧協議書の失効

この協議書の締結の日前に、甲・乙間において締結した地方自治法第180条の7の規定に基づく協議により締結した協議書は、この協議書の施行の日にその効力を失う。

5 定めのない事項等の処理

この協議書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この協議の合意を証するため本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年3月11日

静岡市教育委員会

甲 教育長 中村百見



乙 静岡市長 難波喬



議案第41号

静岡市学校運営協議会に関する規則の一部改正について

静岡市学校運営協議会に関する規則の一部を改正しようとする規則を次のように定める。

令和8年3月24日提出

静岡市教育委員会
教育長 中村 百見
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第7項に基づき、本規則に職員の採用その他の任用に関して定める事項を規定し、令和8年度から教職員の任用に関する意見の申出について学校運営協議会で取り扱うため、規則の一部改正をしようとするものである。

〔整理欄〕 ※記入不要		／	()	:	担当 ()
審査・協議	第 号	〔部 会〕 了承 ・ 一部修正 ・ 継続 ・ 取下げ			
電子起案	未 ・ 済	〔委員会〕 付議 ・ 報告			

例規概要説明書（教育局教育総務課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則

2 制定改廃の趣旨・理由

本規則は、市内に学校運営協議会を設置するに当たって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第47条の5第10項の規定に基づき必要な事項を定めている。法第47条の5第7項では「学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。」としているが、本規則には職員の採用その他任用に関して定める事項がない。令和8年度から教職員の任用に関する意見の申出についても学校運営協議会で取り扱うために、所要の改正を行う。

3 制定改廃の概要

- (1) 法第47条の5第7項に規定する教育委員会規則で定める事項として、「法第47条の5第4項に規定する基本的な方針の実現に資する職員の採用その他の任用に関すること（特定の個人に関するものを除く。）」及び「対象学校の教育上の課題を踏まえた職員の採用その他の任用に関すること（特定の個人に関するものを除く。）」を規定する（第4条関係）。
- (2) 上記に伴い、条ずれが生じるため、所要の改正を行う。

4 施行期日

令和8年4月1日

5 関係法令、条例等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

6 法的に検討した事項

学校運営協議会による意見の申出は、学校の全体的な運営の見地から職員の任用に関する事項を検討するためのものであり、特定の個人の任用に関するものではないため、本規則の当該規定に「特定の個人に関するものを除く。」と規定する。

7 その他特記事項

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

静岡市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則

静岡市学校運営協議会に関する規則（平成28年静岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条第1項第2号中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第4条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（職員の採用その他の任用に関して意見を述べることができる事項等）

第4条 法第47条の5第7項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- （1）法第47条の5第4項に規定する基本的な方針の実現に資する職員の採用その他の任用に関すること（特定の個人に関することを除く。）。
- （2）対象学校の教育上の課題を踏まえた職員の採用その他の任用に関すること（特定の個人に関することを除く。）。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市学校運営協議会に関する規則（平成28年静岡市教育委員会規則第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○静岡市学校運営協議会に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成28年3月25日 教育委員会規則第6号</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条～第11条 略 (委員の解嘱又は解任)</p> <p>第12条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 委員が第5条の規定に違反したとき。</p> <p>(3) ・ (4) 略</p>	<p>○静岡市学校運営協議会に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成28年3月25日 教育委員会規則第6号</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p><u>(職員の採用その他の任用に関して意見を述べることができる事項等)</u></p> <p>第4条 <u>法第47条の5第7項に規定する教育委員会規則で定める事項は、</u> <u>次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 法第47条の5第4項に規定する基本的な方針の実現に資する職員の</u> <u>採用その他の任用に関すること（特定の個人に関するものを除く。）。</u></p> <p><u>(2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた職員の採用その他の任用に</u> <u>関すること（特定の個人に関するものを除く。）。</u></p> <p>第5条～第12条 略 (委員の解嘱又は解任)</p> <p>第13条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 委員が第6条の規定に違反したとき。</p> <p>(3) ・ (4) 略</p>

2 略

第13条～第15条 略

2 略

第14条～第16条 略

附 則（令和8年〇月〇日教委規則第〇号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第42号

静岡市立小・中学校管理規則の一部改正について

静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正しようとする規則を次のように定める。

令和8年3月24日提出

静岡市教育委員会
教育長 中村 百見
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和8年4月に小学校及び中学校の統廃合を行うこと及び藁科中学校生徒寄宿舎を廃止することに伴い、所要の改正を行うため。

〔整理欄〕※記入不要		／	()	:	担当 ()
審査・協議	第号	〔部 会〕 了承 ・ 一部修正 ・ 継続 ・ 取下げ			
電子起案	未 ・ 済	〔委員会〕 付議 ・ 報告			

例規概要説明書（教育局教育総務課、教職員課、学校教育課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

2 制定改廃の趣旨・理由

- (1) 静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号）の一部改正（令和7年10月14日公布、令和8年4月1日施行）により、小学校及び中学校の統廃合を行うことから、所要の改正を行う。
- (2) 令和8年4月から藁科中学校生徒寄宿舎の建物を歴史文化課の文化財保管庫として利用することから、寄宿舎を廃止するため所要の改正を行う。

3 制定改廃の概要

- (1) 小中一貫校を規定する表から静岡市立梅ヶ島小中学校を削り、静岡市立蒲原小中学校を追加する。（第57条の2関係）

末広中学校の共同学校事務室から、梅ヶ島小学校、梅ヶ島中学校を、清水興津中学校の共同学校事務室から、蒲原東小学校、蒲原西小学校及び由比北小学校を削り、蒲原小学校を追加する。（第61条の2関係）
- (2) 寄宿舎に関する規定を削除する。（第58条、第59条、第60条、別表関係）

4 施行期日

令和8年4月1日

5 関係法令、条例等

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

静岡市立小・中学校管理規則（平成19年静岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第7章 寄宿舎（第58条—第60条）
第8章 学校事務の共同実施（第61条・第61条の2）
第9章 雑則（第62条）」 を 「第7章 学校
第8章 雑則

事務の共同実施（第58条・第59条）
（第60条）」 に改める。

第57条の2の表中

「

静岡市立大河内小学校 静岡市立大河内中学校	静岡市立大河内小中学校
静岡市立梅ヶ島小学校 静岡市立梅ヶ島中学校	静岡市立梅ヶ島小中学校

を

」

「

静岡市立大河内小学校 静岡市立大河内中学校	静岡市立大河内小中学校
--------------------------	-------------

に、

」

「

静岡市立清水両河内小学校 静岡市立清水両河内中学校	静岡市立両河内小中学校
------------------------------	-------------

を

」

「

静岡市立清水両河内小学校 静岡市立清水両河内中学校	静岡市立両河内小中学校
静岡市立蒲原小学校 静岡市立蒲原中学校	静岡市立蒲原小中学校

に

」

改める。

第7章を削る。

第8章中第61条を第58条とする。

第61の2第1項の表中「、梅ヶ島小学校」及び「、梅ヶ島中学校」を削り、「蒲原東小学校、蒲原西小学校」を「蒲原小学校」に改め、「、由比北小学校」を削り、同条を第59条とする。

第8章を第7章とする。

第9章中第62条を第60条とし、同章を第8章とする。

別表を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市立小・中学校管理規則（平成19年静岡市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>静岡市立小・中学校管理規則</p> <p style="text-align: right;">平成19年2月23日 教育委員会規則第1号</p> <p>目次</p> <p>（略）</p> <p><u>第7章 寄宿舎（第58条—第60条）</u></p> <p>第8章 学校事務の共同実施（第61条・第61条の2）</p> <p>第9章 雑則（第62条）</p> <p>附則</p> <p>（通称）</p> <p>第57条の2 次の表の左欄に掲げる学校は、省令第79条の9に基づく中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（以下「小中一貫校」という。）とし、その小中一貫校としての名称は、同表の右欄に掲げるものとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p><u>第7章 寄宿舎</u></p>	<p>静岡市立小・中学校管理規則</p> <p style="text-align: right;">平成19年2月23日 教育委員会規則第1号</p> <p>目次</p> <p>（略）</p> <p>第7章 学校事務の共同実施（第58条・第59条）</p> <p>第8章 雑則（第60条）</p> <p>附則</p> <p>（通称）</p> <p>第57条の2 次の表の左欄に掲げる学校は、省令第79条の9に基づく中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（以下「小中一貫校」という。）とし、その小中一貫校としての名称は、同表の右欄に掲げるものとする。</p> <p>【別記1 参照】</p>

(名称、位置及び収容人員)

第58条 市立学校生徒寄宿舍（以下この章において「寄宿舍」という。）

の名称、位置及び収容人員は、別表のとおりとする。

(舎監長、舎監及び調理員)

第59条 寄宿舍に舎監長、舎監及び調理員を置く。

2 舎監長は、校長をもって充て、舎監は、教頭及び教諭のうちから教育委員会が命ずる。

3 舎監長は、寄宿舍の管理運営に当たる。

4 舎監は、舎監長の監督を受け、寄宿舍における生徒の指導及び監督に当たる。

5 調理員は、舎監長の指示を受け、生徒の給食調理その他の用務に従事する。

(舎監長への委任)

第60条 前2条に規定するもののほか、寄宿舍に関し必要な事項は、教育委員会の指示を受けて舎監長が別に定める。

第8章 学校事務の共同実施

(学校事務の共同実施)

第61条 (略)

(共同学校事務室)

第61条の2 法第47条の4第1項の規定に基づき次の表の左欄に掲げる学

第7章 学校事務の共同実施

(学校事務の共同実施)

第58条 (略)

(共同学校事務室)

第59条 法第47条の4第1項の規定に基づき次の表の左欄に掲げる学校に

校に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第7条の2第1号及び第2号に掲げる事務を共同処理するため、同表の右欄に掲げる学校に共同学校事務室を置く。

【別記2 参照】

2・3 （略）

第9章 雑則

（委任）

第62条 （略）

別表（第58条関係）

【別記3 参照】

係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第21号）第7条の2第1号及び第2号に掲げる事務を共同処理するため、同表の右欄に掲げる学校に共同学校事務室を置く。

【別記2 参照】

2・3 （略）

第8章 雑則

（委任）

第60条 （略）

【別記3 参照】

【別記1】 現行

学校	小中一貫校の名称
静岡市立大河内小学校 静岡市立大河内中学校	静岡市立大河内小中学校
<u>静岡市立梅ヶ島小学校</u> <u>静岡市立梅ヶ島中学校</u>	<u>静岡市立梅ヶ島小中学校</u>
静岡市立玉川小学校 静岡市立玉川中学校	静岡市立玉川小中学校
静岡市立井川小学校 静岡市立井川中学校	静岡市立井川小中学校
静岡市立大川小学校 静岡市立大川中学校	静岡市立大川小中学校
静岡市立清水両河内小学校 静岡市立清水両河内中学校	静岡市立両河内小中学校

【別記1】 改正後（案）

学校	小中一貫校の名称
静岡市立大河内小学校 静岡市立大河内中学校	静岡市立大河内小中学校
静岡市立玉川小学校 静岡市立玉川中学校	静岡市立玉川小中学校
静岡市立井川小学校 静岡市立井川中学校	静岡市立井川小中学校
静岡市立大川小学校 静岡市立大川中学校	静岡市立大川小中学校
静岡市立清水両河内小学校 静岡市立清水両河内中学校	静岡市立両河内小中学校
<u>静岡市立蒲原小学校</u> <u>静岡市立蒲原中学校</u>	<u>静岡市立蒲原小中学校</u>

【別記2】現行

<p>番町小学校、新通小学校、安西小学校、田町小学校、駒形小学校、井宮小学校、賤機南小学校、賤機中小学校、賤機北小学校、松野小学校、安倍口小学校、足久保小学校、大河内小学校、<u>梅ヶ島小学校</u>、玉川小学校、井川小学校、井宮北小学校、美和小学校、籠上中学校、末広中学校、賤機中学校、安倍川中学校、美和中学校、大河内中学校、<u>梅ヶ島中学校</u>、玉川中学校及び井川中学校</p>	<p>末広中学校</p>
<p>伝馬町小学校、葵小学校、横内小学校、北沼上小学校、安東小学校、千代田小学校、麻機小学校、西奈小学校、竜南小学校、千代田東小学校、西奈南小学校、城北小学校、城内中学校、安東中学校、東中学校、西奈中学校、観山中学校及び竜爪中学校</p>	<p>城内中学校</p>
<p>服織小学校、服織西小学校、中藁科小学校、南藁科小学校、大川小学校、長田西小学校、長田南小学校、長田東小学校、長田北小学校、川原小学校、服織中学校、藁科中学校、大川中学校、長田西中学校、長田南中学校及び城山中学校</p>	<p>藁科中学校</p>
<p>森下小学校、中田小学校、中島小学校、東豊田小学校、西豊田小学校、大里東小学校、大里西小学校、大谷小学校、久能小学校、富士見小学校、南部小学校、宮竹小学校、東源台小学校、大里中学校、豊田中学校、東豊田中学校、高松中学校、南中学校及び中島中学校</p>	<p>高松中学校</p>
<p>清水辻小学校、清水江尻小学校、清水入江小学校、清水浜田小学校、清水岡小学校、清水船越小学校、清水小学校、清水不二見小学校、清水駒越小学校、清水三保第一小学校、清水三保第二小学校、清水有度第一小学校、清水有度第二小学校、清水第一中学校、清水第二中学校、清水第三中学校、清水第四中学校、清水第五中学校、清水第七中学校及び清水第八中学校</p>	<p>清水第二中学校</p>
<p>清水飯田小学校、清水飯田東小学校、清水高部小学校、清水高部東小学校、清水袖師小学校、清水庵原小学校、清水興津小学校、清水小島小学校、清水小河内小学校、清水宍原小学校、清水両河内</p>	<p>清水興津中学校</p>

小学校、蒲原東小学校、蒲原西小学校、由比小学校、由比北小学校、清水第六中学校、清水飯田中
学校、清水袖師中学校、清水庵原中学校、清水興津中学校、清水小島中学校、清水両河内中学校、
蒲原中学校及び由比中学校

【別記2】改正後（案）

番町小学校、新通小学校、安西小学校、田町小学校、駒形小学校、井宮小学校、賤機南小学校、賤機中小学校、賤機北小学校、松野小学校、安倍口小学校、足久保小学校、大河内小学校、玉川小学校、井川小学校、井宮北小学校、美和小学校、籠上中学校、末広中学校、賤機中学校、安倍川中学校、美和中学校、大河内中学校、玉川中学校及び井川中学校	末広中学校
伝馬町小学校、葵小学校、横内小学校、北沼上小学校、安東小学校、千代田小学校、麻機小学校、西奈小学校、竜南小学校、千代田東小学校、西奈南小学校、城北小学校、城内中学校、安東中学校、東中学校、西奈中学校、観山中学校及び竜爪中学校	城内中学校
服織小学校、服織西小学校、中藁科小学校、南藁科小学校、大川小学校、長田西小学校、長田南小学校、長田東小学校、長田北小学校、川原小学校、服織中学校、藁科中学校、大川中学校、長田西中学校、長田南中学校及び城山中学校	藁科中学校
森下小学校、中田小学校、中島小学校、東豊田小学校、西豊田小学校、大里東小学校、大里西小学校、大谷小学校、久能小学校、富士見小学校、南部小学校、宮竹小学校、東源台小学校、大里中学校、豊田中学校、東豊田中学校、高松中学校、南中学校及び中島中学校	高松中学校
清水辻小学校、清水江尻小学校、清水入江小学校、清水浜田小学校、清水岡小学校、清水船越小学校、清水小学校、清水不二見小学校、清水駒越小学校、清水三保第一小学校、清水三保第二小学校、清水有度第一小学校、清水有度第二小学校、清水第一中学校、清水第二中学校、清水第三中学校、清水第四中学校、清水第五中学校、清水第七中学校及び清水第八中学校	清水第二中学校
清水飯田小学校、清水飯田東小学校、清水高部小学校、清水高部東小学校、清水袖師小学校、清水	清水興津中学校

庵原小学校、清水興津小学校、清水小島小学校、清水小河内小学校、清水宋原小学校、清水両河内小学校、蒲原小学校、由比小学校、清水第六中学校、清水飯田中学校、清水袖師中学校、清水庵原中学校、清水興津中学校、清水小島中学校、清水両河内中学校、蒲原中学校及び由比中学校

【別記3】

現行

<u>名称</u>	<u>位置</u>	<u>収容人員</u>
静岡市立藁科中学校生徒寄宿舍	静岡市葵区大原901番地	40人

議案第43号

静岡市教育委員会公印規則の一部改正について

静岡市教育委員会公印規則の一部を改正しようとする規則を次のように定める。

令和8年3月24日提出

静岡市教育委員会
教育長 中村 百見
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和7年度末をもって、「梅ヶ島小学校」を「大河内小学校」に、「梅ヶ島中学校」を「大河内中学校」に、「由比北小学校」を「由比小学校」に統合し、「蒲原東小学校」及び「蒲原西小学校」を統合し、現蒲原中学校の敷地内に新たに「蒲原小学校」として設置することに伴い、所要の改正を行うため。

〔整理欄〕 ※記入不要		／	()	:	担当 ()
審査・協議	第 号	〔部 会〕 了承 ・ 一部修正 ・ 継続 ・ 取下げ			
電子起案	未 ・ 済	〔委員会〕 付議 ・ 報告			

例規概要説明書（教育局教育総務課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市教育委員会公印規則

2 制定改廃の趣旨・理由

静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号）の一部改正（令和7年10月14日公布、令和8年4月1日施行）により、小学校及び中学校の学校数が減少することから、本規則で定める小学校及び中学校数に関連する公印の個数について、所要の改正を行う。

3 制定改廃の概要

「学校長印の個数」を126から122に変更する（別表第1、別表第2関係）。

4 施行期日

令和8年4月1日

5 関係法令、条例等

(1) 静岡市立学校設置条例別表

6 その他特記事項

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会公印規則（平成15年静岡市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1一般公印の表中

「

学校長印	6	てん書	正方形	方18	126	各校長
------	---	-----	-----	-----	-----	-----

」

「

学校長印	6	てん書	正方形	方18	122	各校長
------	---	-----	-----	-----	-----	-----

」

改める。

別表第2の1専用公印の表中

「

学校長印	4	てん書	正方形	方30	126	各校長	卒業証書、修了証書、賞状、表彰状及び感謝状用
------	---	-----	-----	-----	-----	-----	------------------------

」

「

学校長印	4	てん書	正方形	方30	122	各校長	卒業証書、修了証書、賞状、表彰状及び感謝状用
------	---	-----	-----	-----	-----	-----	------------------------

」

改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会公印規則（平成15年静岡市教育委員会規則第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>静岡市教育委員会公印規則</p> <p>平成15年4月1日 教育委員会規則第18号</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1 一般公印</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 専用公印</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>2 （略）</p>	<p>静岡市教育委員会公印規則</p> <p>平成15年4月1日 教育委員会規則第18号</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1 一般公印</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>2 ひな形</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 専用公印</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>2 （略）</p>

【別記1】 現行

名称	ひな形番号	書体	形状	寸法（ミリメートル）	個数	保管者
教育委員会印	1	てん書	正方形	方21	1	教育総務課長
教育長印	3	てん書	正方形	方20	1	教育総務課長
教職員課長印	4	てん書	正方形	方18	1	教職員課長
学校教育課長印	4	てん書	正方形	方18	1	学校教育課長
学校給食課長印	4	てん書	正方形	方18	1	学校給食課長
学校給食センター所長印	5	てん書	正方形	方18	10	各学校給食センター所長
学校長印	6	てん書	正方形	方18	126	各校長
小学校及び中学校通学区域審議会委員長印	7	てん書	正方形	方18	1	児童生徒支援課長
学校給食センター運営協議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	学校給食課長
社会教育委員印	8	てん書	正方形	方18	1	教育総務課長
図書館協議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	中央図書館長

【別記1】改正後

名称	ひな形番号	書体	形状	寸法（ミリメートル）	個数	保管者
教育委員会印	1	てん書	正方形	方21	1	教育総務課長
教育長印	3	てん書	正方形	方20	1	教育総務課長
教職員課長印	4	てん書	正方形	方18	1	教職員課長
学校教育課長印	4	てん書	正方形	方18	1	学校教育課長
学校給食課長印	4	てん書	正方形	方18	1	学校給食課長
学校給食センター所長印	5	てん書	正方形	方18	10	各学校給食センター所長
学校長印	6	てん書	正方形	方18	<u>122</u>	各校長
小学校及び中学校通学区域審議会委員長印	7	てん書	正方形	方18	1	児童生徒支援課長
学校給食センター運営協議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	学校給食課長
社会教育委員印	8	てん書	正方形	方18	1	教育総務課長
図書館協議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	中央図書館長

【別記2】 現行

名称	ひな形番号	書体	形状	寸法（ミリメートル）	個数	保管者	用途
教育委員会印	1	てん書	正方形	方30	1	教育総務課長	賞状、表彰状及び感謝状用
教育委員会印	5	てん書	正方形	方21	1	総務課長	市長の補助機関たる職員に補助執行させる事務用
教育長印	2	てん書	正方形	方21	1	教育総務課長	教育委員会が教育長に委任する事務（他の専用公印の用途に定められたものを除く。）用
教育長印	6	てん書	正方形	方21	1	総務課長	市長の補助機関たる職員に補助執行させる事務のうち、教育委員会が教育長に委任する事務用
教育長印	3	てん書	正方形	方30	1	教育総務課長	賞状、表彰状及び感謝状用
教育長印	7	てん書	正方形	方21	1	学校教育課長	教育委員会が教育長に委任する事務のうち、特別支援学校の区域外就学、特別支援学級、通級指導及び幼児言語教室に関する事務用
教育長印	7	てん書	正方形	方21	1	児童生徒支援課長	教育委員会が教育長に委任する事務のうち、学齢簿、区域外就学、就学援助及び奨学金に関する事務用

教育長印	7	てん書	正方形	方21	1	教育センター所長	教育委員会が教育長に委任する事務のうち、後援名義、教員研修及び教育実践推進校の指定に関する事務用
学校長印	4	てん書	正方形	方30	<u>126</u>	各校長	卒業証書、修了証書、賞状、表彰状及び感謝状用

【別記2】改正後（案）

名称	ひな形番号	書体	形状	寸法（ミリメートル）	個数	保管者	用途
教育委員会印	1	てん書	正方形	方30	1	教育総務課長	賞状、表彰状及び感謝状用
教育委員会印	5	てん書	正方形	方21	1	総務課長	市長の補助機関たる職員に補助執行させる事務用
教育長印	2	てん書	正方形	方21	1	教育総務課長	教育委員会が教育長に委任する事務（他の専用公印の用途に定められたものを除く。）用
教育長印	6	てん書	正方形	方21	1	総務課長	市長の補助機関たる職員に補助執行させる事務のうち、教育委員会が教育長に委任する事務用
教育長印	3	てん書	正方形	方30	1	教育総務課長	賞状、表彰状及び感謝状用
教育長印	7	てん書	正方形	方21	1	学校教育課長	教育委員会が教育長に委任する事務のうち、特別支援学校の区域外就学、特別支援学級、通級指導及び幼児言語教室に関する事務用
教育長印	7	てん書	正方形	方21	1	児童生徒支援課長	教育委員会が教育長に委任する事務のうち、学齢簿、区域外就学、就学援助及び奨学金に関する事務用

教育長印	7	てん書	正方形	方21	1	教育センター所長	教育委員会が教育長に委任する事務のうち、後援名義、教員研修及び教育実践推進校の指定に関する事務用
学校長印	4	てん書	正方形	方30	<u>122</u>	各校長	卒業証書、修了証書、賞状、表彰状及び感謝状用

議案第44号

静岡市教職員住宅管理規則の一部改正について

静岡市教職員住宅管理規則の一部を改正しようとする規則を次のように定める。

令和8年3月24日提出

静岡市教育委員会

教育長 中村 百見

(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和7年度末をもって、「梅ヶ島小学校」を「大河内小学校」に、「梅ヶ島中学校」を「大河内中学校」に統合することにより、梅ヶ島教職員住宅を廃止することについて、所要の改正を行うため。

〔整理欄〕※記入不要		／	()	:	担当 ()
審査・協議	第号		〔部 会〕	了承	・ 一部修正
					・ 継続
					・ 取下げ
電子起案	未	・ 済	〔委員会〕	付議	・ 報告

例規概要説明書（教育資産管理課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市教職員住宅管理規則

2 制定改廃の趣旨・理由

静岡市立学校設置条例の一部改正（令和7年10月14日公布、令和8年4月1日施行。）により、「梅ヶ島小学校」を「大河内小学校」に、「梅ヶ島中学校」を「大河内中学校」に統合するため、梅ヶ島教職員住宅を廃止することとなった。これに伴い所要の改正を行う。

3 制定改廃の概要

- (1) 梅ヶ島教職員住宅を削除する（別表関係）。

4 施行期日

令和8年4月1日

5 関係法令、条例等

- (1) 静岡市立学校設置条例
(2) 静岡市小・中学校管理規則

6 その他特記事項

- (1) 静岡市立学校設置条例の改正は、市議会9月定例会にて議決済み

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

静岡市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

静岡市教職員住宅管理規則（平成15年静岡市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

管理区分	名称	位置	対象となる学校
1	井川教職員住宅	静岡市葵区井川1151番地の1	静岡市立井川小学校及び静岡市立井川中学校
2	大川教職員住宅	静岡市葵区日向682番地	静岡市立大川小学校及び静岡市立大川中学校
		静岡市葵区日向722番地の1	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市教職員住宅管理規則（平成15年静岡市教育委員会規則第33号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>静岡市教職員住宅管理規則</p> <p>平成15年4月1日 教育委員会規則第33号</p> <p>別表（第2条、第3条、第14条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>静岡市教職員住宅管理規則</p> <p>平成15年4月1日 教育委員会規則第33号</p> <p>別表（第2条、第3条、第14条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

現行

管理区分	名称	位置	対象となる学校
1	梅ヶ島教職員住宅	静岡市葵区入島1030番地	静岡市立梅ヶ島小学校及び静岡市立梅ヶ島中学校
2	井川教職員住宅	静岡市葵区井川1151番地の1	静岡市立井川小学校及び静岡市立井川中学校
3	大川教職員住宅	静岡市葵区口向682番地	静岡市立大川小学校及び静岡市立大川中学校
		静岡市葵区日向722番地の1	

改正後（案）

管理区分	名称	位置	対象となる学校
1	井川教職員住宅	静岡市葵区井川1151番地の1	静岡市立井川小学校及び静岡市立井川中学校
2	大川教職員住宅	静岡市葵区日向682番地	静岡市立大川小学校及び静岡市立大川中学校
		静岡市葵区日向722番地の1	

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部改正 について

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月24日提出

静岡市教育委員会

教育長 中村百見

(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 国の規則改正及び市立小中学校の統廃合に伴い、本規則で定めるへき地に準ずる手当等の規定について、所要の改正を行うため。

〔整理欄〕 ※記入不要		／	()	:	担当 ()
審査・協議	第号	〔部 会〕 了承 ・ 一部修正 ・ 継続 ・ 取下げ			
電子起案	未 ・ 済	〔委員会〕 付議 ・ 報告			

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則

2 制定改廃の趣旨・理由

国の人事院勧告に伴い、勤務地の変更を伴う移動の円滑化を図るため、国家公務員に支給される特地勤務手当に係る人事院規則の改正（令和7年12月24日公布・施行、令和7年4月1日適用）があった。

上記改正に伴い、へき地教育振興法施行規則が一部改正（令和8年2月18日公布・施行、令和7年4月1日適用）され、へき地にある学校等に異動した職員が、異動に伴い転居し、当該学校等に勤務した後退職し、再任用され、引き続き当該学校等で勤務している間に当該学校等がへき地学校等の指定を受けた場合であって、異動に伴う転居が指定を受けた日の前3年以内に行われたときは、当該職員はへき地手当に準ずる手当の支給対象となることが明確化された。このことを受け、本市においてもへき地にある学校に勤務する教職員の確保の観点から本規則に同様の改正を行うため、所要の改正を行う。

また、静岡市立小学校設置条例の一部改正（令和7年10月14日公布。令和8年4月1日施行。）により、静岡市立梅ヶ島小学校が静岡市立大河内小学校に、静岡市立梅ヶ島中学校が静岡市立大河内中学校にそれぞれ統合されることから、へき地学校から梅ヶ島小学校及び梅ヶ島中学校を削るために、所要の改正を行う。

3 制定改廃の概要

- (1) へき地手当に準ずる手当の支給対象に新たに採用された職員に係る規定を追加し、支給期間を記載する（第5条関係）。
- (2) 静岡市立梅ヶ島小学校及び静岡市立梅ヶ島中学校を削る（別表関係）。

4 施行期日

- (1) 公布の日
- (2) 令和8年4月1日

5 関係法令、条例等

- (1) へき地教育振興法
- (2) へき地教育振興法施行規則
- (3) 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

6 法的に検討した事項

- (1) へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)第5条の3第1項及び第2項の規定に基づき、へき地手当に準ずる手当の月額等必要な事項については、へき地教育振興法施行規則(昭和34年文部科学省第21号)で定める基準を参酌して条例で定めることとなっている。
- (2) 本規則改正により令和7年度中に新たにへき地手当に準ずる手当の支給対象となる者がいないため、本規則改正による令和7年度予算への影響はなし。

令和8年3月24日
教職員課

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部改正について

1 改正の概要

(1) 国の規則改正に伴い、「へき地手当に準ずる手当」の支給対象者及び支給期間を明確化

令和8年2月18日のへき地教育振興法施行規則の一部改正を受け、次の条件に該当する再任用教職員等について、「へき地手当に準ずる手当」の支給対象とする場合及び支給期間について明確化する。

(2) へき地学校の削除

梅ヶ島小学校を大河内小学校に、梅ヶ島中学校を大河内中学校に統合することに伴い、へき地学校を定めた別表から、梅ヶ島小学校及び梅ヶ島中学校を削除する。

2 へき地学校に勤務する教職員に支給される手当

(1) へき地学校とは

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校、中学校

【へき地学校】（適時適切に見直しを実施）

小学校

梅ヶ島小学校、井川小学校、大河内小学校、玉川小学校、大川小学校、清水穴原小学校

中学校

梅ヶ島中学校、井川中学校、大河内中学校、玉川中学校、大川中学校

★今回の改正で梅ヶ島小学校と梅ヶ島中学校を削除

(2) へき地学校に勤務する教職員に支給される手当

へき地学校に勤務する教職員に支給される手当には、「へき地手当」と「へき地手当に準ずる手当」の2種類があり、支給要件及び支給額は次のとおりとなっている。

①へき地手当

〈支給要件〉

へき地学校に勤務する教職員に支給される手当

〈支給額〉

給料と扶養手当の月額合計額に対して8%を乗じた額 ※井川、梅ヶ島は16%

②へき地手当に準ずる手当

〈支給要件〉

へき地学校への異動（採用）に伴い、住居を移転した教職員に支給される手当

〈支給額〉

給料と扶養手当の月額合計額に対して、異動等の日から5年間は4%を、6年目は2%を乗じた額（7年目から支給対象外）

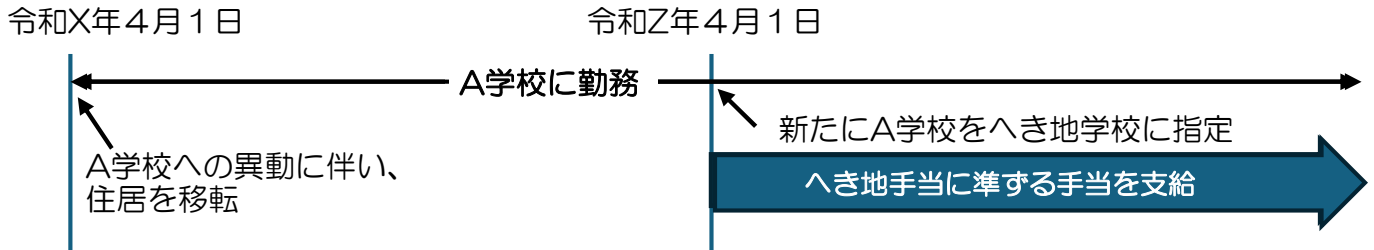
3 1 (1) 「へき地手当に準ずる手当」の改正イメージ

令和6年度、「へき地手当」及び「へき地手当に準ずる手当」について、再任用職員を支給対象者とする改正を行った。

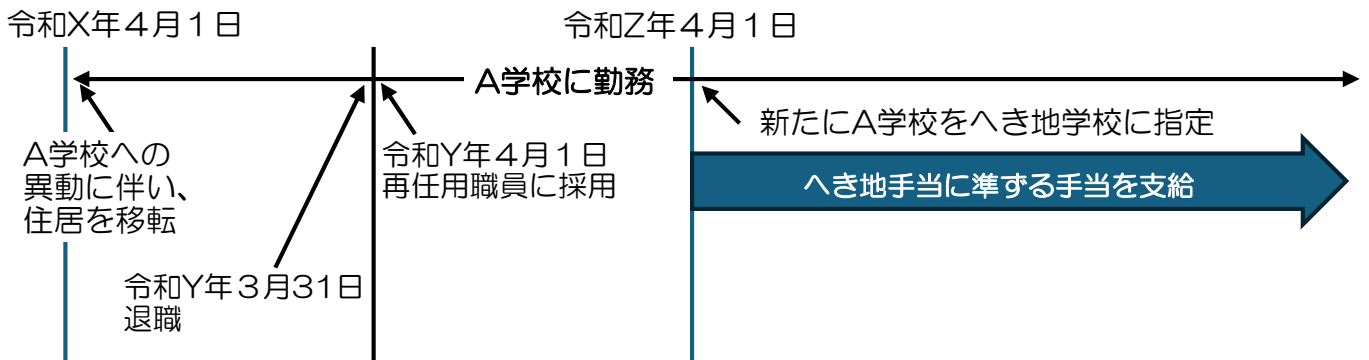
これに伴い、今後のへき地学校の見直しにあたり、次の場合にも「へき地手当に準ずる手当」が支給されることを明確にする。

へき地学校以外の学校への異動に伴い住居を移転 ⇒ 退職 ⇒ 引続き当該学校で再任用職員として採用 ⇒ 当該学校がへき地学校に指定

【現行の規定】



【改正により明確化したケース】



現在、A学校への異動・採用時に住居を移転している場合でA学校が令和Z年4月1日に新たにへき地学校に指定された以降は「へき地手当に準ずる手当」の支給対象となることは規定されている。

しかしながら、退職の翌日に再任用職員として採用された教職員にあっては、当該採用時に住居を移転していないことから「へき地手当に準ずる手当」の支給対象であるかが明確ではなかった。

そのため、退職前のA学校への異動に伴って住居を移転している場合には、「へき地手当に準ずる手当」の支給対象となることが明確となるよう改正を行う。

4 施行日

(1) 公布の日

(2) 令和8年4月1日

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則（平成 29 年静岡市教育委員会規則第 6 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則</p> <p>（へき地手当に準ずる手当）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第 5 条 <u>条例第 9 条第 2 項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員は、新たにへき地等学校に該当することとなった学校又は共同調理場に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなった日（以下この条において「指定日」という。）前に当該学校又は共同調理場に異動し、当該異動に伴って住居を移転した者で指定日において当該異動の日から起算して 3 年を経過していないものとする。</u></p>	<p>○静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則</p> <p>（へき地手当に準ずる手当）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第 5 条 <u>条例第 9 条第 2 項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。</u></p> <p><u>（1）新たにへき地学校等に該当することとなった学校又は共同調理場に勤務する職員のうち、そのへき地学校等に該当することとなった日（以下この条において「指定日」という。）前 3 年以内に当該学校又は共同調理場に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの</u></p> <p><u>（2）新たに採用された職員で、新たに採用された日（以下この条において「採用日」という。）の前日に勤務していた学校又は共同調理場に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地学校等に該当することとなった学校又は共同調理場に勤務する職員</u></p>

2 前項の職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び月額は、当該職員の指定日に勤務する学校又は共同調理場が同項に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以後支給されることとなる期間及び額とする。

(略)

別表（第2条、第3条関係）

【別記 参照】

で、指定日前3年以内に当該学校又は共同調理場に異動したこと
に伴って住居を移転したものとなるもの

2 前項各号に掲げる職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に掲げる職員 当該職員の指定日に勤務する学校又は共同調理場が同号に規定する異動の日前にへき地学校等に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間及び額

(2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員が採用日前から職員として引き続き勤務していたものとした場合に前項（第1号に係る部分に限る。）及びこの項（前号に係る部分に限る。）の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間及び額

(略)

別表（第2条、第3条関係）

【別記 参照】

【別記】

現行

へき地学校

種別	名称	位置	級別区分
小学校	静岡市立梅ヶ島小学校	静岡市葵区梅ヶ島 1309 番地の 1	3 級
	静岡市立井川小学校	静岡市葵区井川 1561 番地の 3	
	静岡市立大河内小学校	静岡市葵区平野 1850 番地の 3	1 級
	静岡市立玉川小学校	静岡市葵区落合 103 番地の 3	
	静岡市立大川小学校	静岡市葵区日向 853 番地	
	静岡市立清水穴原小学校	静岡市清水区穴原 919 番地	
中学校	静岡市立梅ヶ島中学校	静岡市葵区梅ヶ島 1309 番地の 1	3 級
	静岡市立井川中学校	静岡市葵区井川 1561 番地の 3	1 級
	静岡市立大河内中学校	静岡市葵区平野 1850 番地の 66	
	静岡市立玉川中学校	静岡市葵区落合 103 番地の 3	
	静岡市立大川中学校	静岡市葵区日向 876 番地	
共同調理場	静岡市立井川学校給食センター	静岡市葵区井川 1113 番地の 2	3 級

改正後（案）

へき地学校

種別	名称	位置	級別区分
小学校	静岡市立井川小学校	静岡市葵区井川 1561 番地の 3	3 級
	静岡市立大河内小学校	静岡市葵区平野 1850 番地の 3	1 級
	静岡市立玉川小学校	静岡市葵区落合 103 番地の 3	
	静岡市立大川小学校	静岡市葵区日向 853 番地	
	静岡市立清水穴原小学校	静岡市清水区穴原 919 番地	
中学校	静岡市立井川中学校	静岡市葵区井川 1561 番地の 3	3 級
	静岡市立大河内中学校	静岡市葵区平野 1850 番地の 66	1 級
	静岡市立玉川中学校	静岡市葵区落合 103 番地の 3	
	静岡市立大川中学校	静岡市葵区日向 876 番地	
共同調理場	静岡市立井川学校給食センター	静岡市葵区井川 1113 番地の 2	3 級

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則（平成29年静岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 条例第9条第2項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 新たにへき地学校等に該当することとなった学校又は共同調理場に勤務する職員のうち、そのへき地学校等に該当することとなった日（以下この条において「指定日」という。）前3年以内に当該学校又は共同調理場に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの
- (2) 新たに採用された職員で、新たに採用された日（以下この条において「採用日」という。）の前日に勤務していた学校又は共同調理場に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地学校等に該当することとなった学校又は共同調理場に勤務する職員で、指定日前3年以内に当該学校又は共同調理場に異動したことに伴って住居を移転したものとなるもの

2 前項各号に掲げる職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 当該職員の指定日に勤務する学校又は共同調理場が同号に規定する異動の日前にへき地学校等に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間及び額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員が採用日前から職員として引き続き勤務していたものとした場合に前項(第1号に係る部分に限る。)及びこの項(前号に係る部分に限る。)

の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間及び額
第2条 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を次のよう
に改正する。

別表中

「

小学校	静岡市立梅ヶ島小学校	静岡市葵区梅ヶ島1309番地の1	3級
	静岡市立井川小学校	静岡市葵区井川1561番地の3	

を

」

「

小学校	静岡市立井川小学校	静岡市葵区井川1561番地の3	3級
-----	-----------	-----------------	----

に、

」

「

中学校	静岡市立梅ヶ島中学校	静岡市葵区梅ヶ島1309番地の1	3級
	静岡市立井川中学校	静岡市葵区井川1561番地の3	

を

」

「

中学校	静岡市立井川中学校	静岡市葵区井川1561番地の3	3級
-----	-----------	-----------------	----

に

」

改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正 について

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月24日提出

静岡市教育委員会

教育長 中村百見

(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和8年4月1日からの高等学校教育職給料表の切替に伴い、本規則で定める高等学校の教育職員の義務教育等教員特別手当の規定について、所要の改正を行うため。

〔整理欄〕 ※記入不要		／	()	:	担当 ()
審査・協議	第 号	〔部 会〕 了承 ・ 一部修正 ・ 継続 ・ 取下げ			
電子起案	未 ・ 済	〔委員会〕 付議 ・ 報告			

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則

2 制定改廃の趣旨・理由

本規則では、義務教育諸学校に勤務する職員との権衡上必要と認められる範囲内において高等学校に勤務する職員に対して支給する義務教育等教員特別手当の範囲について、職務の級及び号給に応じて定めている。

令和7年度の静岡市人事委員会勧告に伴い、静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年12月15日公布、令和8年4月1日施行）により、高等学校に勤務する職員の給料表中職務の級が2級である職員の号給が改正された。これにより、本規則に規定する義務教育等教員特別手当の号給についても改正する必要があるため、所要の改正を行う。

3 制定改廃の概要

2級の最高号給が153号から149号となったため、別表について所要の改正を行う（別表第2関係）。

4 施行期日

令和8年4月1日

5 関係法令、条例等

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

6 法的に検討した事項

なし

令和8年3月24日
教職員課

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について

1 改正の概要

令和7年静岡市人事委員会勧告に基づき、令和8年4月1日から高等学校等に勤務する教育職員の給料表を静岡県の高等学校教育職給料表と同じ給料に切替えることに伴い、義務教育等教員特別手当額を級・号給ごとに定めた表を改正する。

具体的には、給料表の切替に伴い2級150～153号給を削除し、2級の最高号給が153号給から2級149号給となること合わせ、表中の153～156号給に区分された5,100円を削る。(1級、3級及び4級の号給数の変更はない。)

2 義務教育等教員特別手当とは

〈支給対象者〉

小学校、中学校及び高等学校に勤務する教育職員

〈支給額〉

給料月額額の1.0%程度の額 ※支給額は、給料の号給に応じて規定

【現行】

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級	号給			
		1級	2級	3級	4級
定年前再任用		円	円	円	円
短時間勤務職員以外の職員	1～4	1,300	1,700	4,000	5,100
	5～8	1,300	1,800	4,100	5,200
	9～12	1,400	1,900	4,100	5,300
	13～16	1,500	2,000	4,200	5,400
(中略)					
	145～148	3,500	4,900		
	149～152	3,500	5,100		
	153～156	3,500	5,100		
	157	3,800			
定年前再任用		2,200	2,800		
短時間勤務職員					1,400

【改正後】

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級	号給			
		1級	2級	3級	4級
定年前再任用		円	円	円	円
短時間勤務職員以外の職員	1～4	1,300	1,700	4,000	5,100
	5～8	1,300	1,800	4,100	5,200
	9～12	1,400	1,900	4,100	5,300
	13～16	1,500	2,000	4,200	5,400
(中略)					
	145～148	3,500	4,900		
	149～152	3,800	5,100		
	153～156	3,500	5,100		
	157	3,800			
定年前再任用		2,200	2,800		
短時間勤務職員					1,400

2級149号給から153号給までの義務教育等教員特別手当の額は5,100円と同額であるため、令和8年4月1日の給料表の切替えに伴い手当額が変更となる教育職員はいない。

○参考 高等学校教育職給料表

【現行】

職員の区分	職務の級	号給			
		1級	2級	3級	4級
定年前再任用期間		円	円	円	円
勤務職員以外の職員	1	186,400	229,900	375,700	446,300
	2	187,000	231,200	376,000	446,300
	3	188,300	233,100	376,200	451,000
	4	190,800	235,000	378,800	453,000
	5	191,800		380,300	456,800
(中略)					
	149	324,400	425,600		
	150	326,000	426,000		
	151	327,100	427,000		
	152	328,000	427,200		
	153	328,400	427,200		
	154	335,600			
	155	335,900			

【令和8年4月1日以降】

職員の区分	職務の級	号給			
		1級	2級	3級	4級
定年前再任用期間		円	円	円	円
勤務職員以外の職員	1	212,900	253,000	393,400	464,700
	2	215,300	261,200	395,500	466,500
	3	217,600	262,000	395,300	469,300
	4	219,900	264,000	395,700	470,100
	5	222,100	265,400	395,100	471,900
(中略)					
	149	381,500	434,000		
	150	382,100	434,200		
	151	383,000	434,500		
	152	383,100	434,100		
	153	383,300	434,300		

2級150号給から153号給の給料を支給されていた教育職員は、令和8年4月1日以降2級149号給の給料となりますが、令和8年3月31日時点の給料月額を現給補償として支給します。

3 施行日

令和8年4月1日

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成 15 年静岡市教育委員会規則第 30 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則</p> <p>別表第 2（第 3 条関係）</p> <p><u>【別記 1 参照】</u></p> <p><u>新設</u></p>	<p>○静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則</p> <p>別表第 2（第 3 条関係）</p> <p><u>【別記 1 参照】</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>

【別記 1】

現行

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級
	号給					
定年前再任用			円	円	円	円
短時間勤務職	1～4		1,300	1,700	4,000	5,100
員以外の職員	5～8		1,300	1,800	4,100	5,200
中略						
	149～152		3,500	5,100		
	153～156		3,500	5,100		
	157		3,600			
定年前再任用			2,200	2,600	3,500	4,400
短時間勤務職						
員						

改正案

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級
	号給					
定年前再任用			円	円	円	円
短時間勤務職	1～4		1,300	1,700	4,000	5,100
員以外の職員	5～8		1,300	1,800	4,100	5,200
中略						
	149～152		3,500	5,100		
	153～156		3,500			
	157		3,600			
定年前再任用			2,200	2,600	3,500	4,400
短時間勤務職						
員						

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「
| | 153～156 | 3,500 | 5,100 | | | を
」

「
| | 153～156 | 3,500 | | | | に
」

改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

報告第15号

令和8年度静岡市立の高等学校における入学者選抜の結果について

令和8年度静岡市立の高等学校入学者選抜の結果について、次のとおり報告する。

令和7年3月24日提出

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 報告理由 令和8年度静岡市立の高等学校の入学者選抜については、「静岡市立の高等学校入学者選抜実施要領」に基づき実施したので、その結果について報告する。

令和8年度静岡市立の高等学校における入学者選抜について

1 日程

選抜の種類	募集期間	検査日程	合格発表
一般選抜	令和8年2月17日～19日正午まで	3月4日	3月13日
特別選抜	志願変更：2月25日～26日正午まで	3月5日	
再募集	令和8年3月17日～18日午後2時まで	3月23日	3月25日

一般選抜

学校裁量枠 各学校独自の選抜方法により合格者を決定。

共通枠 調査書・面接・学力検査の3つの選抜資料を用い、3段階の選抜手順により合格者を決定。

特別選抜

静岡市立高等学校及び清水桜が丘高等学校の普通科では、特別選抜として海外帰国生徒選抜を実施。

海外帰国生徒選抜は次の①、②の両方に該当する生徒を対象とする。

- ① 日本国籍を有し、継続して1年を超える期間、保護者と共に海外に居住していたか、又は居住している者
- ② 令和5年4月以降に帰国したか、又は令和8年3月までに帰国を予定している者

再募集

一般選抜及び特別選抜の結果、合格者数が募集定員に満たない場合は実施する。

2 募集定員

《全日制の課程》

学校名	学科名	学級数	募集定員
静岡市立高等学校	普通科	7	280人
	科学探究科	1	40人
清水桜が丘高等学校	普通科	3	120人
	商業科	3	120人

3 学校裁量枠

学校名	科名	段階	選抜において重視する観点 審査項目	選抜割合	選抜対象	選抜方法の概要	選抜資料					参考資料 事前調査票
							調査書	学力検査	面接	学校独自選抜資料 作文	実技検査	
静岡市立	普通	I	体育的活動 野球（男）、テニス、陸上競技、剣道、バスケットボール（男）、サッカー（男）、体操における実績、適性、活動意欲	10%程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計及び学力検査の結果が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○		○	
			学科への適性 中学校における科学的・数学的な活動実績（課題研究等）及び科学的・数学的な見方に対する関心、活動意欲	10%程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計及び学力検査の結果が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録・特記事項及び作文の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○		
静岡市立 清水桜が丘	普通	I	体育的活動 野球（男）、サッカー（男）、陸上競技、ハンドボール、バレーボールにおける実績、適性、活動意欲	15%程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		○	
			中学校における学習 9教科の学習成績	30%程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○			
	商業	I	体育的活動 野球（男）、サッカー（男）、陸上競技、ハンドボール、バレーボールにおける実績、適性、活動意欲	35%程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		○	
			中学校における学習 9教科の学習成績	15%程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○			

4 令和8年度静岡市立の高等学校入学者選抜の結果一覧

(1) 一般選抜・特別選抜（海外帰国生徒選抜）

学校名	学科	募集定員	志願者数	志願倍率	選抜段階等	選抜割合	定員	受検者数	合格者数	総合格者数
静岡市立 高等学校	普通	280	311	1.11 昨年 (1.02)	海外帰国生徒		若干名	0	0	287 男 160 女 127
					学校裁量枠	10%	28	35	25	
					共通枠				262	
	科学探究	40	28	0.70 昨年 (0.53)	学校裁量枠	10%	4	3	0	29 男 17 女 12
					共通枠				29※	
	清水桜が丘 高等学校	普通	120	126	1.05 昨年 (0.95)	海外帰国生徒		若干名	2	2
学校裁量枠Ⅰ						15%	18	19	15	
学校裁量枠Ⅱ						30%	36	90	37	
共通枠									72	
商業		120	129	1.08 昨年 (1.03)	学校裁量枠Ⅰ	35%	42	51	40	126 男 68 女 58
					学校裁量枠Ⅱ	15%	18	71	22	
					共通枠				64	

※静岡市立高校科学探究科の合格者には、第2希望を科学探究科にした受検生含む。

《参考》県内公立高等学校全日制の平均志願倍率は1.00倍（令和7年度1.06倍）

(2) 再募集（3/17-18 願書受付、3/23 面接等の実施、3/25 合格発表）

学校名	学科	募集定員	志願者数	志願倍率	選抜段階等	選抜割合	定員	受検者数	合格者数
静岡市立 高等学校	科学探究	11	1						

議案第47号

静岡市立の高等学校の設置に関する将来の方向性について

静岡市立の新しい学校の方向性及び設置に関する方向性について次のとおり定める。

令和8年3月24日提出

静岡市教育委員会

教育長 中村百見

(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和8年2月4日に「静岡市立の高等学校の在り方検討委員会」から提案書が提出されたことを踏まえ、同年3月16日の重要政策副市長協議において、新しい学校の方向性及び静岡市立の高等学校2校を再編し、将来は静岡市立の中等教育学校（後期課程が単位制）を1校のみ設置する方向で検討を加速する方針について協議を行い、了承を得た。開校時期や校地、現在の2高校の具体的な対応といった詳細については次年度に検討を進める予定であり、具体的な検討を円滑に進めるために、新しい学校の方向性及び設置に関する方向性について定めようとするものである。

静岡市立の高等学校の設置に関する将来の方向性【記者会見資料案】

1 要 旨

- ・静岡県内の高校生に必要なかつ十分な教育・学習機会を提供するため、静岡県は公立高校の大部分の供給責任を担っています。そのような中、静岡市としても一定の供給責任を担う必要があるとして、市立の高校を設置し、教育・学習機会の提供に努めてきました。
- ・しかし、少子化が進む現状において、供給量が過剰となりつつあるなか、供給責任の点では、静岡市の役割は減少してきています。
- ・その一方で、社会・教育環境が変化する中、教育の質の確保の点では、静岡市の役割は依然あると考えています。
- ・よって、このような現在の教育環境の変化と今後の動向を踏まえて、市立の高校の在り方について検討することとしました。
- ・2025年3月28日の記者会見において、検討の開始を公表して以降、有識者による「静岡市立の高等学校の在り方検討委員会」において計5回にわたり、静岡市独自の魅力ある高校の姿について議論が重ねられました。2026年2月、同委員会から「静岡市立の高等学校の在り方に関する提案書」が提出されました。
- ・この提案書をもとに、市として、市立高校の使命をこれまでの「量的提供」の責任を担うことから、静岡市独自の「質の高い学びの提供」へ進化させることとしました。
- ・静岡県が高校の全体数を減らす中で、静岡市も数を減らすという受動ではなく、市として、能動的に全体数を減らすことにも協力しつつ、独自に一つの学校を設置することとします。
- ・それを実現するため、中等教育学校（中高6年制、後期課程3年間は単位制）1校を設置する方針を定めました。現在の市立2高校の今後を含め、「新しい学校」の具体的な内容については、次年度から検討を加速します。
- ・なお、同委員会から提案された2つの設置形態（中高一貫校と単位制高校）について、2025年12月に、将来世代の小中学校の保護者にアンケート調査を実施し、約8,000人から回答を得ました。調査では、約9割の保護者が2つの設置形態について「十分候補になり得る」または「このような選択肢があってもよい」と回答しており、肯定的にとらえているという結果が得られています。

2 検討委員会からの提案書（提言内容） ※提案書の概要は別紙1参照

検討委員会からは、少子化が進行する厳しい現状を直視し、市立高校の使命を「量的供給」から「質的供給」へと進化させ、未来の静岡の創り手を育成するための具体的な在り方を示すものとして、以下の通り提言をいただきました。

(1) 使命の進化（「量的供給」から「質的供給」へ） 別紙1のI

人口減少社会が加速する現状を鑑み、市立高校の役割を「高等学校への進学の間を確保する量的供給」から、次代を担う「未来の静岡の創り手を育てる質的供給」へと進化

(2) 基本理念と基本方針 別紙1のII

本市の多様な特性を最大限に活かした独自の教育価値を創出し、県立や私立高校にはない魅力を備えた、生徒や保護者から「選ばれる学校」への転換

(3) 中核となる学び 別紙1のIII（上段）

多種多様な産業を有する本市の次代を創る人材を育成するため、「国際・グローバル」および「情報・理数」の学びを中核に据え、文理の枠を超えて新たな価値を創出する基盤となる「グローバルな視野」と「論理的な思考力」を育成

(4) 設置形態 別紙1のIII（下段）

基本理念および基本方針を実現するために有望な2つの設置形態を提案

- 中高一貫校
6年一貫の教育の提供により、【生徒の知的好奇心を深化】【発展的な挑戦の創出】【試行錯誤による自己形成】が可能となる
- 全日制単位制高校
自律的な学習機会の提供により、【主体的な学びの形成】【社会とつながる実践】【自律的な進路設計】が可能となる

3 提案書の提言に基づき、市として決定する「新しい学校」の方向性

検討委員会からの提言を受け、市立高校の使命を『他の公立高校・私立高校では提供していない静岡市独自の魅力ある教育の提供』とし、未来の静岡の創り手を育成するための「新しい学校」の具体的な方向性を以下の通り決めました。

なお、各回の検討委員会においては、委員会と事務局（市）が密に連携・情報共有を図りながら議論を積み上げてきたことから、基本的に検討委員会からの提案内容を市の方針として採用しています。

(1) 「新しい学校」における人材育成、学校像、中核となる学び

提案書の「基本理念」、「基本方針」、「新しい学校における学び」の提案内容を市の方針として採用します。 別紙1

(2) 「新しい学校」の設置形態 【提言を受け、市として新たに設定】

提案書では、基本理念および基本方針に基づく「新しい学校」を実現する際の最適な設置形態として、2（4）で示す利点により、「中高一貫校（主として中等教育学校、副として併設型中高一貫校）」と「単位制高校」が提案されました。

それを受け、市としては、以下の理由により、2つの設置形態を組み合わせた6年制中等教育学校（後期課程3年間は単位制）を設置することとしました。

【中高一貫校のうち、市として中等教育学校を選んだ理由】

中高一貫教育の形態は、主に「併設型（中学からの募集で入学した6年間学ぶ生徒と高校からの募集で3年間学ぶ生徒が混在する形）」と「中等教育学校（高校からの募集を行わず、6年間完全一貫で教育を行う形）」の2つに大別されます。

全生徒に6年間の継続的な教育を提供することで、基本理念の達成に不可欠な「教育課程の柔軟な編成」と「系統的な人材育成」を最大限に具現化できることから、中等教育学校を主とすることが望ましいとの提言がありました。市としてもこの考え方を尊重し、中等教育学校を選択しました。

【中等教育学校と単位制を組み合わせた理由】

中等教育学校の利点である「6年一貫教育の提供」および単位制の利点である「生徒の学びたいに応える学習環境の提供」の組み合わせが相乗効果を生むと考え、2つの設置形態を組み合わせることとしました。

①中等教育学校と単位制の組み合わせによる「理念」の実現

理念 静岡市に新たな価値を創出する、卓越した強みと行動力を備えた人の育成

自らの強みを磨き上げるとともに、郷土愛を育む地域での活動を通じて、静岡の未来を切り拓く思いを持ち、行動できる人を育みます。

「卓越した強み」の育成

- 中等教育学校：
一貫性のある教育活動を提供できるため、生徒はそのなかで自分の強みを認識し、その強みを磨くことができます。
- 単位制：
強みや関心に合わせて科目を選択できるため、生徒は特定の分野を深く、主体的に学ぶことで、強みを卓越したレベルまで昇華させることができます。

「行動力」の育成

- 中等教育学校：
継続的な探究活動における試行錯誤を通じ、生徒は実社会に踏み出す思いと行動力を身に付けることができます。
- 単位制：
生徒は自ら学習計画を設計する過程を通じて、時間や環境を目的達成のために最適化し、自ら道を切り拓く実効的な意思と行動力を身に付けることができます。

②中等教育学校と単位制の組み合わせによる「中核となる学び」の効果的な実現

「国際・グローバル」の学び

- 中等教育学校：
継続的な海外連携による探究活動等を通じ、生徒は高い英語力に加え、多文化共生への深い理解と国際的な素養を身に付けることができます。
- 単位制：
専門的な語学演習等の選択履修を通じ、生徒は自らの進路に応じた実践的なコミュニケーション能力を身に付けることができます。

「情報・理数」の学び

- 中等教育学校：
継続的な実験（研究）や高校の学習の先取り等を通じ、生徒は科学的な証拠に基づき論理的に思考・分析する素養を身に付けることができます。
- 単位制：
多様な進路に応じた選択履修と起業家精神を育む学びを通じ、高度な ICT スキルと新たな価値を創出する素養を身につけることができます。

(3) 将来の設置方向性 【提言および高校を取り巻く環境を踏まえ、市として校数を設定】

提言を踏まえ、将来の設置については、下記の理由から、「6年制中等教育学校（後期課程3年間は単位制）1校」を設置し、それに伴い市立2高校を再編することとしました。

【1校とする理由】

静岡市の15歳人口は、2024年3月末時点との比較で、2050年には約42%減少すると推計されています。今後示される静岡県の県立高校再編整備に係る動向や市内全域における生徒数に応じた適正な学校配置を考慮し、本市の限られた教育資源を1校に集中させることで、全国に誇れる質の高い教育を実現します。

《静岡市内公立高校》県教委によると2038年頃までに14校⇒10校程度に段階的集約

4 今後の進め方

2026年度より、静岡市教育委員会は、静岡県教育委員会との協議・調整を開始します。また、県が今後公表する公立高校の再編計画と歩調を合わせ、地域全体の教育環境の最適化を目指した「新しい学校」の具現に向けた検討に着手します。

下記の検討事項のうち、「校地」「開校時期」「募集定員」「移行計画」「使用しない校地の対応」については、2026年度を通じて集中的に議論を重ね、2027年3月を目途に具体的な方針を公表する予定です。

- 校地の選定：
地域との繋がりや施設環境の将来性を最大限に活かせる場所について検討します。

- 募集定員、開校時期、および移行計画（★）：
現在の高校と新しい学校が一定期間共存し、在校生が最後まで安心して充実した学校生活を送れるよう、円滑な移行計画について検討します。
- 教職員の最適な配置および育成体制（★）：
新しい教育課程を支える教職員の配置や、質の高い指導体制の構築について検討します。
- 校地として使用しなくなる高校の施設や跡地の利活用（★）：
それぞれの学校が地域の歴史を刻んできた大切な場所であることを踏まえ、地域に貢献する新たな価値の創出について検討します。
- 基本計画の策定、教育課程、学校行事、運営体制、その他施設面の修繕等：
中等教育学校としての特色を最大限に引き出すための具体的な運営基盤について検討します。

※ ★印の項目については、市としての方針を固めた上で、静岡県教育委員会と協議・調整を開始します。

静岡市の未来を担う子どもたちのために、これまでの延長線上ではない「新しい学校」の魅力を最大限に引き出す検討を加速していきます。

担当：教育局 教育総務課(054-354-2503)

静岡市立の高等学校の在り方に関する提案書(概要)

～未来の静岡の創り手の育成に向けて～

令和8年2月

静岡市立の高等学校の在り方検討委員会

I 背景と現状

急速な少子化の進行

2040(R22): 約34%減少
2050(R32): 約42%減少 ※対R6比



・私立授業料無償化による公立離れの加速、全国的な再編統合

・市立2高校(清水桜が丘・静岡市立)ともに定員割れ等の厳しい状況

使命の進化

「量的な供給責任」

「質的な供給責任」

未来の静岡を創る人材を育成する
「選ばれる学校」への転換

III 「新しい静岡市立の学校」の姿

中核となる学び

～多種多様な産業を有する静岡市の次代を創る、グローバルな視野と論理的な思考力の育成～

国際・グローバル

情報・理数

方向性① 中高一貫校

6年一貫による
「時間的ゆとり」

【知的好奇心の深化(深める)】

受験のない時間を、文理の枠を超えた「探究活動」や興味ある学びの追求に充てる。

【発展的な挑戦の創出(広げる)】

先取り学習で生まれた時間で、海外研修や大学連携など高度な実践に挑戦する。

【試行錯誤による自己形成(育てる)】

6年間のゆとりの中で、失敗を恐れず自分の志や生き方をじっくり見つめ直す。

方向性② 全日制単位制高校

単位制による
「自律的な学習機会」

【主体的な学びの設計(選ぶ)】

主体的な履修計画の作成を通じて、自らの学びを調整・管理する力を養う。

【社会とつながる実践(試す)】

地域産業と直結した学びやインターンシップを通じ、社会の課題に挑む。

【自律的な進路設計(切り拓く)】

確かな自己形成力を基盤に、自らの可能性を広げ、将来を切り拓く。

II 基本理念と基本方針

基本理念

静岡市に新たな価値を創出する、
卓越した強みと行動力を備えた人の育成

基本方針

- ① 未来の静岡の創り手を育む学校
地域と連携し、静岡の未来を自ら切り拓く志を持つ人材を育てる
- ② 生徒一人一人の強みを伸ばす学校
時間的なゆとりを生かした探究と自己決定により、創造力と行動力を磨く
- ③ 独自の価値を持つ学校
国際・理数を軸に、文理融合型の先進的で大胆な教育に挑戦する
- ④ 県全体の中核を担う学校
志高い生徒が集まる学校として、静岡の教育を牽引する

IV 実現に向けた意見・要望

在り方に関する市の迅速な方針決定と市民への丁寧な説明

教職員の配置に関する県への依存体制の抜本的な改革

市の地理的・人的リソースの活用による持続可能な連携体制の構築

魅力ある教育環境を実現するための積極的な投資

通いやすさへの配慮とわかりやすい進路実績の指標の提示

在校生及び教職員への配慮と県教育委員会との緊密な連携

中長期的(2040年頃まで)な視野をもった学びのデザイン